

[別紙1]

## 船底等付着物防汚作業緊急支援事業の 事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (事業開始の20日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

### 3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※事業の完了とは、補助対象経費の支払いがすべて完了した日です。

※領収書等支払を証明する書類を事業報告書に添付してください。

【事業が年度内に終わらない場合】  
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い  
額の確定通知書記載の支払予定日までに指定口座に振り込みますの  
で、振込指定口座を口座振替依頼書に記載して提出してください。

資料提出・問い合わせ先 農林水産部 水産振興局 水産振興課  
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
0857 - 26 - 7853 [suisan@pref.tottori.jp](mailto:suisan@pref.tottori.jp)